

広島市規則第 6 8 号

令和 8 年 6 月 2 6 日

広島市会計規則及び広島市下水道事業財務会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市会計規則及び広島市下水道事業財務会計規則の一部を改正する規則

(広島市会計規則の一部改正)

第 1 条 広島市会計規則（昭和 4 3 年広島市規則第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 7 条中「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 1 項後段」を「第 2 4 3 条の 2 の 9 第 1 項後段」に改め、同条第 1 号中「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 1 項第 1 号」を「第 2 4 3 条の 2 の 9 第 1 項第 1 号」に改め、同条第 2 号中「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 1 項第 4 号」を「第 2 4 3 条の 2 の 9 第 1 項第 4 号」に改める。

(広島市下水道事業財務会計規則の一部改正)

第 2 条 広島市下水道事業財務会計規則（昭和 6 0 年広島市規則第 7 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 8 条の 2 中「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 1 項後段」を「第 2 4 3 条の 2 の 9 第 1 項後段」に改め、同条第 1 号中「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 1 項第 1 号」を「第 2 4 3 条の 2 の 9 第 1 項第 1 号」に改め、同条第 2 号中

「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 1 項第 4 号」を「第 2 4 3 条の 2 の 9 第 1 項第 4 号」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 9 月 2 4 日から施行する。